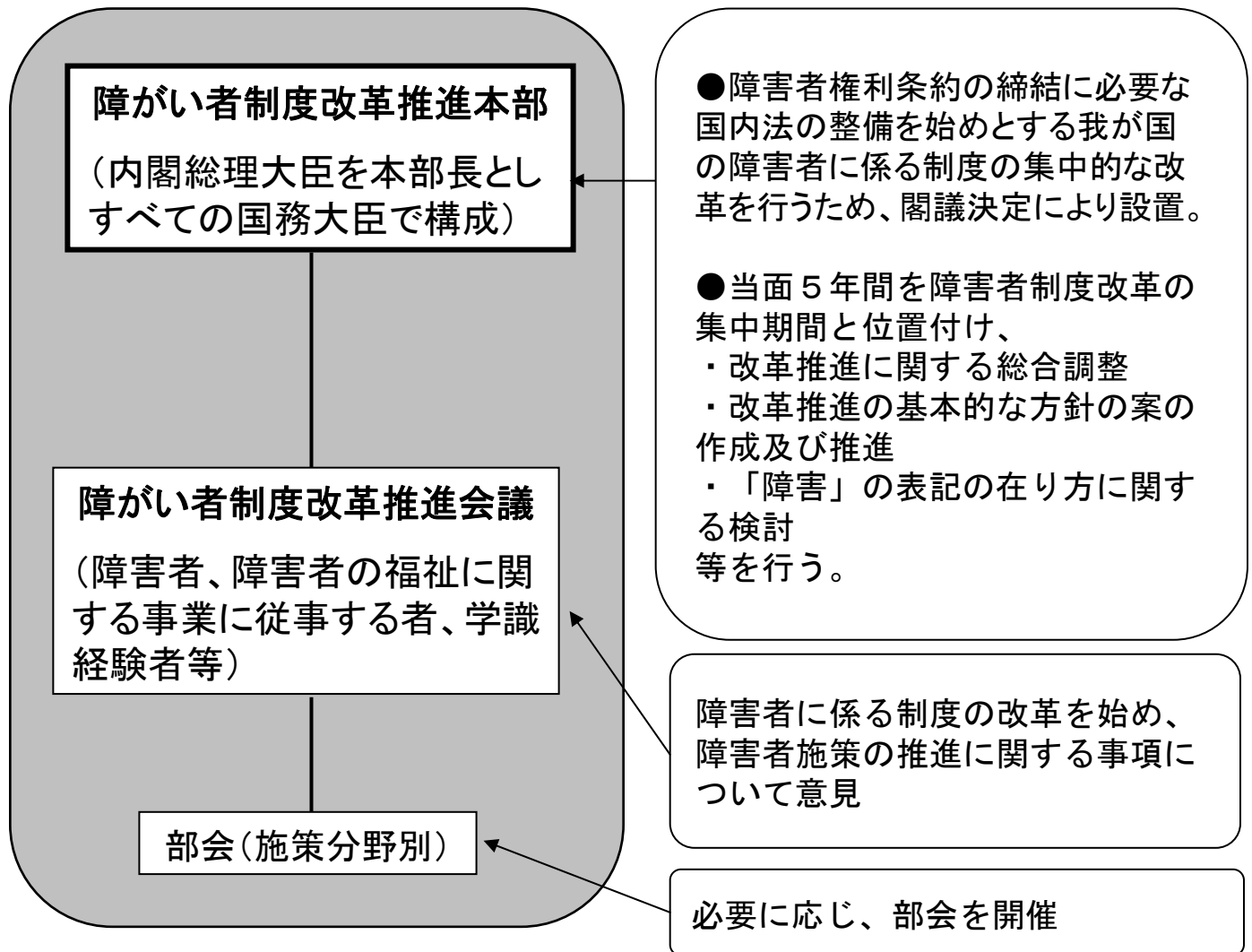


障害者制度改革の推進体制



【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
- ・教育
- ・雇用
- ・障害福祉サービス
- 等

障がい者制度改革推進本部の設置について

〔平成21年12月8日
閣議決定〕

- 1 障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣に障がい者制度改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官
 内閣府特命担当大臣（障害者施策）
本部員 他のすべての国務大臣
- 3 本部は、当面5年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け、改革の推進に関する総合調整、改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進並びに法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。
- 4 本部長は、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等の参集を求めることができる。
- 5 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。
- 7 平成12年12月26日閣議決定により設置された障害者施策推進本部（以下「旧本部」という。）は廃止し、これまで旧本部が決定した事項については、本部に引き継がれるものとする。

障がい者制度改革推進会議の開催について

平成 21 年 12 月 15 日
障がい者制度改革推進本部長決定

- 1 障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障がい者制度改革推進会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等のうちから、別に指名する。
- 3 会議は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会議の議長は、構成員の互選により決定する。
- 5 会議は、必要に応じ、部会を開催することができる。部会の構成員は、別に指名する。
- 6 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において処理する。

障がい者制度改革推進会議構成員名簿

大久保 常明	(福)全日本手をつなぐ育成会常務理事
大谷 恭子	弁護士
大濱 眞	(社)全国脊髄損傷者連合会副理事長
小川 栄一	日本障害フォーラム代表
尾上 浩二	(NPO)障害者インターナショナル日本会議事務局長
勝又 幸子	国立社会保障・人口問題研究所情報調査分析部長
門川 紳一郎	(福)全国盲ろう者協会評議員
川崎 洋子	(NPO)全国精神保健福祉会連合会理事長
北野 誠一	(NPO)おおさか地域生活支援ネットワーク理事長
清原 慶子	三鷹市長
佐藤 久夫	日本社会事業大学教授
新谷 友良	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会常務理事
関口 明彦	全国「精神病」者集団運営委員
竹下 義樹	(福)日本盲人会連合副会長
土本 秋夫	ピープルファースト北海道会長
堂本 暁子	前千葉県知事
中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
中西 由起子	アジア・ディスアビリティ・インスティテート代表
長瀬 修	東京大学大学院特任准教授
久松 三二	(財)全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長
藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長 日本障害者協議会常務理事
松井 亮輔	法政大学教授
森 祐司	(福)日本身体障害者団体連合会常務理事・事務局長
山崎 公士	神奈川大学教授
遠藤 和夫	日本経済団体連合会労働政策本部主幹

オブザーバー

(敬称略五十音順)

障害者制度改革の検討に当たっての論点(案)

論点	障害者基本法で定められている項目	障害者基本計画で定められている項目	障害者権利条約で定められている項目
障害者制度の基本的な在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・目的(1条) ・定義(2条) ・基本的理念(3条) ・国及び地方公共団体の責務(4条) ・国民の責務(6条) ・施策の基本方針(8条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会のバリアフリー化の推進(Ⅰ-1) ・利用者本位の支援(Ⅰ-2) ・障害の特性を踏まえた施策の展開(Ⅰ-3) ・総合的かつ効果的な施策の推進(Ⅰ-4) ・啓発・広報(Ⅲ-1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・前文 ・目的(1条) ・定義(2条) ・一般原則(3条) ・一般的義務(4条) ・身体的自由及び安全(14条) ・プライバシーの尊重(22条) ・家庭及び家族の尊重(23条)
「障害」の表記の在り方			
差別の禁止等障害者の権利利益の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的理念(3条) ・相談等(20条) 		<ul style="list-style-type: none"> ・平等及び差別されないこと(5条) ・障害のある女子(6条) ・障害のある児童(7条) ・生命に対する権利(10条) ・危険な状況及び人道上の緊急事態(11条) ・法律の前に等しく認められる権利(12条)
虐待等の防止			<ul style="list-style-type: none"> ・拷問又は残虐な、非人道的若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由(15条) ・搾取、暴力及び虐待からの自由(16条) ・個人が健全であることの保護(17条)
政治的及び公的活動への参加			<ul style="list-style-type: none"> ・政治的及び公的活動への参加(29条)
司法手続の利用			<ul style="list-style-type: none"> ・司法手続の利用(第13条)
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・教育(14条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・育成(Ⅲ-4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育(24条)

施設・サービス等の円滑な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の確保(17条) ・公共的施設のバリアフリー化(18条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境(Ⅲ-3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及びサービスの利用可能性(9条)
情報の入手、利用等	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の利用におけるバリアフリー化(19条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報・コミュニケーション(Ⅲ-7) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及びサービスの利用可能性(9条) ・表現及び意見の自由並びに情報の利用(21条)
雇用等	<ul style="list-style-type: none"> ・職業相談等(15条) ・雇用の促進等(16条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用・就業(Ⅲ-5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働及び雇用(27条)
所得保障	<ul style="list-style-type: none"> ・年金等(13条) 		<ul style="list-style-type: none"> ・相当な生活水準及び社会的な保障(28条)
地域社会での自立した生活 (障害福祉サービス等)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、介護等(12条) ・職業相談等(15条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援(Ⅲ-2) ・精神障害者施策の総合的な取組(Ⅱ-3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立した生活及び地域社会に受け入れられること(19条) ・個人的な移動を容易にすること(20条)
障害のある児童の福祉		<ul style="list-style-type: none"> ・教育・育成(Ⅲ-4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童(7条)
保健医療	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、介護等(12条) ・障害の予防に関する基本的施策(23条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療(Ⅲ-6) ・精神障害者施策の総合的な取組(Ⅱ-3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康(25条) ・リハビリテーション(26条)
その他の施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間(7条) ・文化的諸条件の整備等(22条) ・経済的負担の軽減(21条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動し参加する力の向上(Ⅱ-1) ・活動し参加する基盤の整備(Ⅱ-2) ・アジア太平洋地域における域内協力の強化(Ⅱ-4) ・国際協力(Ⅲ-8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動の自由及び国籍についての権利(18条) ・文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加(30条) ・国際協力(32条)
障害者施策の実施及びその監視等の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本計画等(9条) ・法制上の措置(10条) ・年次報告(11条) ・中央障害者施策推進協議会(24条、25条) ・地方障害者施策推進協議会(26条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策実施計画(Ⅳ-1) ・連携・協力の確保(Ⅳ-2) ・計画の評価・管理(Ⅳ-3) ・必要な法制的整備(Ⅳ-4) ・調査研究、情報提供(Ⅳ-5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・統計及び資料の収集(31条) ・国内における実施及び監視(33条) ・国際的監視(34条～40条)

制度改革推進会議の進め方（大枠の議論のための論点表）たたき台

推進会議	分野	項目	論点等
第1回	推進会議 初会合		
第2回から 第 回	障害者基 本法	基本的性格	1、基本法の性格をどう考えるか （「施策の客体」から「権利の主体」への転換という観点から、その性格をどう位置づけるのか、従来の福祉関連施策一般に関する福祉立法という位置づけから、より積極的に、人権の実効的保障とそのためにより広い分野における諸施策を包括する権利法といったものに転換する必要があるのではないか）
		障害の定義	1、条約における障害の概念をどう反映させるのか （障害が態度及び環境の障壁との相互作用から生じるという観点） 2、基本法の基本的性格との関連性についてどう考えるか 3、個別立法との関係（手帳制度）についてどう考えるか
		差別の定義	1、差別の定義を規定するか 2、規定する場合の差別の種類（3類型）についてどう考えるか 3、積極的差別是正措置への言及についてどう考えるか
		基本的人権の確認	1、現行規定の他に明文で置くべき総則的人権規定はあるか 2、自己決定の権利と差違や多様性の尊重についてはどうか 3、地域社会で生活を営む権利についてはどうか 4、手話言語及びコミュニケーションに関する権利についてはどうか
		障害者に関する基本的施策	1、現行規定と改革17項目との関係についてどう考えるか 2、現行規定を権利の確認という観点から見直す必要性の有無 3、政治参加の施策を加えるべきかどうか 4、司法参加の施策を加えるべきかどうか

		<ul style="list-style-type: none"> 5、差別禁止の法制度の確立と施策を加えるべきかどうか 6、虐待防止の法制度の確立と施策を加えるべきかどうか 7、障害児の施策を加えるべきかどうか 8、難病についての施策を加えるべきかどうか
	モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 1、条約第33条「促進（実施）」と「保護（救済）」と「監視」の3機関の棲み分けについてどう考えるか 2、スクラップ・アンド・ビルドの観点から現中障協を見直し、「促進（実施）」および「監視」機関に抜本改正するのか。それとも、「促進（実施）」のための機関に留め、「監視」機関は別個にすべきか 3、「監視」機関に抜本改正とした場合の権限についてどう考えるか 4、独立性をどう担保するか
	その他	
差別禁止法	法制度創設の必要性	1、あらゆる分野を包括する差別禁止法の必要性についてどう考えるか
	差別の定義	<ul style="list-style-type: none"> 1、総則的定義をどのようにするか 2、個別分野別定義をどのようにするか 3、抽象的な例外規定をどう明確化・限定化するか
	個別分野	<ul style="list-style-type: none"> 1、生活分野として、いかなる分野を規定すべきか (例、地域生活、自己決定と法的能力、移動、建物、利用、情報保障とコミュニケーション、教育、就労、医療およびリハビリテーション、性、政治参加、司法手続、その他)
	関係個別立法との関係	<ul style="list-style-type: none"> 1、差別禁止に抵触する立法の改廃についてどう考えるか 2、合理的配慮の具体化に向けた改正についてどう考えるか

		救済機関	1、行政救済機関の設置についてどう考えるか 2、人権擁護法案との関係についてどう考えるか	
		相談支援機関	1、相談者の立場に立った支援のあり方と支援機関についてどう考えるか	
		その他		
	虐待防止法		障害の定義	1、被虐待者は手帳所持者には限られないのではないか
			虐待行為者による類型	1、どの範囲までカバーすべきか (例、介護者、福祉従事者、使用者、学校関係者、医療従事者)
			虐待の定義	1、虐待行為者類型ごとに5類型に区分するか 2、5類型の内容をどう考えるか
			早期発見義務	1、早期発見義務の程度と義務者の範囲についてどう考えるか
			通報義務	1、発見者の通報義務の対象範囲と程度についてどう考えるか
			救済機関	1、救済機関の権能についてどう考えるか (例、事実確認、立ち入り調査、一時保護、回復支援、その他) 2、救済機関が対象とすべき範囲についてどう考えるか
		監視機関	1、監督権限はあっても原則として監督義務はないとする現行法規の解釈のもとで、現行法の適切な運用のみで虐待防止の実効性を担保できるかどうか 2、家庭における虐待以外の場合の独自の独立した監視機関の設定の必要性についてどう考えるか	
	相談支援機関	1、生活支援まで含めた相談支援のあり方についてどう考えるか		

		その他	
自立支援法	地域社会で生活する権利	1、権利規定を明文化する必要性についてどう考えるか 2、自立の概念についてどう考えるか	
	障害の定義、適用範囲	1、障害の範囲についてどう考えるか	
	法定サービスメニュー	1、現行規定にない社会モデルの視点に立ったサービスメニューは必要か 2、自立支援給付と地域生活支援事業の区分けは必要なのか 3、法定メニューの障害者の生活構造に沿った再編成とシンプル化についてどう考えるか 4、自己決定支援の必要性についてどう考えるか	
	支給決定プロセス	1、ニーズ把握の基本的視点をどこに置くか (例えば、本人の障害の状況、本人の自己決定・選択、置かれた環境、及びそれらの相互関係) 2、障害程度区分の廃止とそれに代わる協議・調整による支給決定プロセスのための体制構築についてどう考えるか 3、セルフマネジメント・本人中心計画と相談支援機関、ピアカウンセリング・ピアサポートの役割についてどう考えるか 4、不服の場合の異議申立手続きについてどう考えるか	
	地域移行	1、重度障害者の24時間介護体制の構築についてどう考えるか 2、地域移行プログラムの法定化と期限の設定についてどう考えるか 3、地域移行支援策の法定化についてどう考えるか	
	利用者負担	1、応益負担の廃止についてどう考えるか 2、負担の有無についてどのような原則と考え方をとるのか 3、新基準の設定についてどう考えるか	

		医療支援	<ul style="list-style-type: none"> 1、医療支援のあり方についてどう考えるか 2、負担問題についてどう考えるか
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 1、現行の障害程度区分に基づく国庫負担基準の問題についてどう考えるか 2、障害者の地域生活のための財政負担の強化についてどう考えるか 3、地域間格差をどのようになくしていくのか
	教育	就学先決定の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 1、学校教育法施行例5条ならびに22条の3項「障害に基く分離」制度の廃止についてどう考えるか 2、学籍統合についてどう考えるか 3、選択権の保障についてどう考えるか
		合理的配慮の具体化	<ul style="list-style-type: none"> 1、合理的配慮の具体的内容についての策定プロセス（三者の合意）についてどう考えるか 2、不服の場合の異議申立手続きについてどう考えるか
		聴覚、視覚に障害がある場合の教育	<ul style="list-style-type: none"> 1、手話言語学習権の保障と教育のあり方についてどう考えるか 2、手話又は点字についての適格性を有する教員の確保についてどう考えるか 3、教育におけるあらゆる形態様式のコミュニケーション保障についてどう考えるか
		特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> 1、特別支援教育の評価と今後のあり方についてどう考えるか
		その他	
	雇用	一般就労（雇用促進法）	<ul style="list-style-type: none"> 1、適用範囲（手帳制度の問題点）についてどう考えるか 2、障害の種別による制度的格差についてどう考えるか 3、現行法定雇用率制度の問題点（雇用率、ダブルカウント制度、特例子会社、雇用納付金制度等）についてどう考えるか 4、職場における合理的配慮の実現プロセスと異議申立についてどう考えるか

		福祉的就労（自立支援法）	<ul style="list-style-type: none"> 1、労働者性と労働法規の適用についてどう考えるか 2、最低賃金と賃金補填についてどう考えるか 3、就労支援事業のあるべき姿についてどう考えるか 4、一般就労における就労支援（通勤支援、身体介護、ジョブコーチ）についてどう考えるか
		シームレスな支援	1、一般就労と福祉的就労の制度間格差とサービスの断絶の問題についてどう考えるか
		雇用の創出	<ul style="list-style-type: none"> 1、社会的事業所の法制度化についてどう考えるか 2、いわゆるハート購入法についてどう考えるか
		その他	
	交通と情報アクセス	バリアフリー新法	<ul style="list-style-type: none"> 1、移動および利用の自由の権利の明文化についてどう考えるか 2、地域間格差の解消についてどう考えるか 3、現行法適用対象外の既存建物、既存交通施設の段階的変更と支援策についてどう考えるか 4、合理的配慮義務との関係についてどう考えるか 5、その他
		情報とサービス	<ul style="list-style-type: none"> 1、表現の自由、知る権利、平等にサービスを受ける権利の明文化についてどう考えるか 2、コミュニケーション手段・様式に関する選択権の保障についてどう考えるか 3、情報とサービスに関するバリアフリー法の新設の必要性についてどう考えるか 4、合理的配慮義務との関係についてどう考えるか 5、災害情報についてどう考えるか 6、その他
	精神医療	地域移行	1、強制収容と強制介入（現行法の問題点）についてどう考えるか

			2、医療サービスの地域化と24時間緊急対応を含む地域生活支援についてどう考えるか 3、その他
	所得保障		1、所得保障についてどう考えるか 2、無年金障害者についてどう考えるか 3、住宅手当についてどう考えるか 4、その他
	福祉経済 予算の確 保		1、国民経済における福祉経済の積極的な位置づけについてどう考えるか 2、あるべき予算の規模についてどう考えるか 3、その他
	「障害」 の表記の 在り方		1、「障害」の表記の在り方についてどう考えるか
第 回か ら第 回 まで	ヒアリン グ		